

自動車事故被害者のケガの治療費は？



1 日本国内の自動車は、被害者を救済する目的から必ず自賠責保険（強制保険）に加入しています。まず、これを有効に利用しましょう。

2 自賠責保険（強制保険）の傷害分限度額（20万円）を超えたときには、加害者の任意保険の対人賠償保険か、場合によっては被害者の任意保険の人身傷害補償保険から払ってもらうことになります。

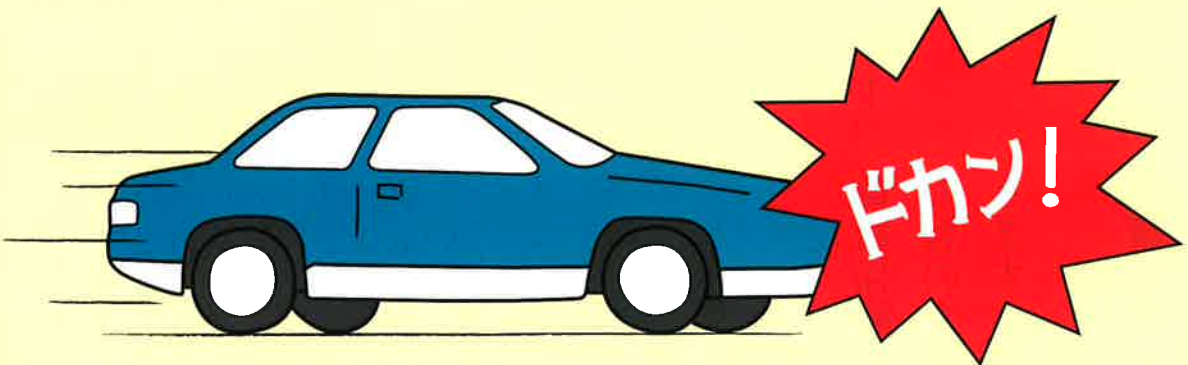
3 被害者であるあなたの任意保険の人身傷害補償保険を使うよりも、加害者の任意保険の対人賠償保険を使う方が、被害者であるあなたにとって有利なはずです。ご自身の保険約款をよくお読み下さい。

4 損害保険会社が被害者であるあなたの健康保険を使うようにすすめてきた場合、お気軽に医療機関の窓口でご相談ください。

● 自賠責保険は、被害者に7割以上の重大な過失がある場合を除いて、過失割合による支払い制限はなく、過失相殺は適用されず、被害者の自己負担は生じません。

● 加害者の任意保険の対人賠償保険は、保険会社の顧客である加害者救済が目的で契約されており、過失相殺が適用されます。加害者の任意保険会社の「対人一括払い」（強制保険と加害者の対人賠償保険を一緒に扱うこと）では、被害者のあなたにも過失があることを主張して治療費の一部負担を求めてくる場合があります。

● 被害者の任意保険の人身傷害補償保険では過失相殺の適用はありませんが、保険約款に書かれた補償しか受けることができません。被害者の任意保険会社の「人身傷害一括払い」（強制保険と被害者の人身傷害補償保険を一緒に扱うこと）では、保険約款により被害の全損害を補償してもらえない場合があります。保険約款をよくお読み下さい。



ケガの治療に健康保険を使う場合の注意

○ 相手側に落ち度がない場合、あるいは、患者さんの過失割合が高く、かつ患者さんのケガが重症で多額の治療費を要することが見込まれる等の場合には、健康保険組合に連絡し、よく相談してください。その上で、患者さんやご家族の意思で健康保険を使用する場合には、健康保険法等の規則に従って治療しますので、以下の内容を理解された上で、健康保険証を窓口へ提出してください。

- 1、健康保険の使用は、患者さん本人あるいは家族の方が窓口にてその旨の意思表示をされ、医療機関が承諾した日からの適用になります。遡っての取り扱いはできません。
- 2、健康保険を使用するときは、患者さんが被害者であっても受診の都度、窓口で一部負担金をお支払い頂く規則になっています。
- 3、健康保険を使用する場合、医療機関と自賠責保険会社等とは無関係です。したがって、自賠責保険用の所定用紙あるいはそれに類似した用紙の書類作成には応じかねます。診断書が必要な場合は、医療機関所定のものを発行します。診療費明細は内容のわかる領収書を発行していますので、それを活用して下さい。診療報酬明細書が必要な場合は、医療機関では発行しませんので加入する健康保険組合にご請求下さい。